

商標権の権利濫用の抗弁

～権利濫用により差止請求が否定された事例～

中国知的財産権訴訟判例解説（第78回）

ユニクロ商貿有限公司
再審申請人（一審被告、二審上訴人）

広州市指南針会展服務有限公司、
広州中唯企業管理コンサルティング服務有限公司
被申請人（一審原告、二審被上訴人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

中国商標制度では先願主義を採用するため、中国本土または外国で有名なブランド名を第三者が転売を目的として先取的に商標登録出願をすることが多い。

本事件では日本企業の商標が中国企業に先取りされ、日本企業の中国法人及び店舗に対して商標の使用差し止め及び損害賠償請求を求める訴訟が提起された。

第1審及び第2審では損害賠償責任は負わないものの使用差し止めを認める判決がなされた¹。

最高人民法院は原告が大量の出願・登録を行い大量の訴訟を提起していることから権利の濫用を認定し、差止請求を認めた第1審及び第2審判決を取り消した²。

2. 背 景

(1) 登録商標の内容

広州市指南針会展服務有限公司及び広州中唯企業管理コンサルティング服務有限公司（原告）は、以下に示す、中国登録商標第10619071号（071商標）を所有している。071商標は2012年3月14日に登録され、2013年6月21日に登録された。指定商品は、第25類衣服、靴、及び帽子等である。

1 上海市第一中級人民法院判決（2014）沪一中民五（知）初字第114号

上海市高級人民法院判決（2015）沪高民三（知）終字第97号

2 2018年12月29日最高人民法院判決（2018）最高法民再394号